

特例郵便等投票について

令和３年７月１日
在サンフランシスコ日本国総領事館

- 1 令和３年６月１８日、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律が公布され、６月２３日に施行されました。

これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和３年６月２３日以後に、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。

在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。

- 2 「特例郵便等投票」の詳細につきましては、以下のリンク先をご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html